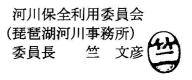
国土交通省 近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 河村 賢二 様



占用許可申請に対する意見書 (<u>守山市 野洲川改修記念公園</u>)

平成18年1月16日付け国近整琵占調第28号にて意見照会のありました下記占用許可施設について、河川管理者が対象施設の占用許可の更新の審査を行うに際し、下記の意見及び要望事項を具申いたします。

対象施設の概要

施設の名称	野洲川改修記念公園	
場所	守山市笠原町地先 (左岸 3.8km 付近)	
占用施設	ゲートボール場、サッカー場、グラウンドゴルフ場	
申請者	守山市	
占用面積	23, 097. 01 m ²	

1. 委員会としての意見・要望

対象施設は、旧野洲川南流の締切箇所の堤防を安定させるためと、非常用土砂等 を備蓄するために、堤防の裏側に盛土をした野洲川南流側帯に設置されたものであ

占用施設としては、昭和63年にゲートボール場、平成8年にサッカー場、平成9 年にグラウンドゴルフ場が設置され、自然とのふれあいとスポーツの普及を図る運 動施設として利用されている。

当該箇所は、河川敷に位置しているが、高水敷ではなく堤防の堤内地側(側帯) に位置する部分の占用である。このため、「川でなければできない利用」の観点か らは、河川の自然環境に与える影響は少ないと考えられる施設で、生物の生息環境 の連続性を分断する恐れも少ないと判断する。

当委員会は、スポーツ施設等の本来河川敷以外で利用されるべき施設は縮小して いくことが原則であるが、野洲川改修の歴史的経緯を経て昭和 63 年から設置され、 多くの利用者があり広域的な利用者交流も図れている現状と、水害歴史を紹介する 場としての観点から、継続使用が妥当と考える。さらに利用者の利便性を考慮した 施設の有効利用と駐車場に関する改善を要望するものである。

したがって、当委員会は、下記の意見及び要望事項を付して、対象施設の占用許 可期間更新が適当であると考える。

【占用許可期限の更新についての意見】

①グラウンドゴルフ場はあまり利用されておらず、維持管理も十分でない状態で ある。利用を図ることのできる形に変更をするか、返却の検討をされたい。ま た、他の野洲川河川公園の代替候補地点として検討をされたい。

【占用許可期限の更新に関連する要望事項】

①占用施設のための駐輪場、駐車場が設置されておらず、来場者は、道路上に駐 車している。対話集会では、駐車場設置の要望が多く寄せられており、駐輪場、 駐車場の整備を検討されたい。

2. 検討の経緯

平成 18年1月16日 平成18年1月20日	委員会	意見照会書の受理 河川管理者から申請内容についての説明 対象施設及び周辺の現地調査確認
平成 18年 3月 3日	委員会	委員による意見交換 申請者から申請理由・内容についての説明
平成 18年 8月 31 日	意見交換会	委員による意見交換 申請者から申請内容についての補足説明
平成 18年 10月 3日	委員会	委員による意見交換 委員による占用許可期間更新について協議

以上